

7ス庁第714号  
令和7年6月20日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
各国公立大学長 御中  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長 寺門 成 真

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する  
法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第217回国会（常会）において「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第71号）（以下「改正法」という。）が成立し、令和7年6月20日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。

平成23年にスポーツ基本法が制定されてから約14年が経過し、この間、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性もより一層高まっております。

今回公布された改正法は、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るための所要の改正を行うものです。

文部科学省においては、今後、改正法に基づき、次期スポーツ基本計画の策定をはじめとして、スポーツに関する施策の一層の推進を図っていく予定です。

各関係機関におかれては、改正法の意義を御理解いただくとともに、地方公共団体におかれては、スポーツを行う者に対する暴力等（いわゆる暴力、パワハラ、セクハラ、盗撮、誹謗中傷等）の防止（法第29条第1項関係）につい

て、スポーツを行う者の環境が害されることのないように必要な措置を講ずる必要があり、その準備に遺漏のないようお願いします。

また、新たに、スポーツ施設の整備及び活用にあたって、まちづくりとの一体的な推進を図り、活力ある地域社会の形成に資するように努めること（法第12条第3項関係）、特に気候の変動への対応に留意しつつ、スポーツの実施のための環境の整備に努めること（法第14条関係）、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進に努めること（法第16条の2第2項関係）、発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第16条の3関係）、中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第17条の2第1項関係）、高等学校等の生徒のスポーツの推進に努めること（法第17条の3関係）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保等に努めること（法第21条の2関係）、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実に努めること（法第24条の2第1項関係）等が規定されていることについて、格段の御配慮をお願いいたします。

さらに、スポーツに関する事務を管理し、及び執行する各都道府県教育委員会又は各都道府県知事におかれては、これらを御了知の上、域内の市町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

なお、関係する政令の制定及び改正と併せて、上記を含むこの法律等の施行に当たって留意すべき事項については、追って通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

#### 【添付資料】

- 別添1 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添2 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（条文）
- 別添3 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（新旧対照表）